

# 小規模保育事業(B型) (保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算 I				管理者設置加算						
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算 I						
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦		⑧						
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	140,110	(197,510)	135,480	(192,880)	+	1,290	(1,860)	×加算率	1,250	(1,820)	×加算率	+	35,520	+	350×加算率
			乳児	197,510		192,880		+	1,860 ×加算率		1,820 ×加算率							
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	113,410	(170,810)	110,490	(167,890)	+	1,030	(1,600)	×加算率	1,000	(1,570)	×加算率	+	22,430	+	220×加算率
			乳児	170,810		167,890		+	1,600 ×加算率		1,570 ×加算率							

① 地域 区分	② 定員 区分	③ 認定 区分	④ 年齢区分	保育士比率向上加算					障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算										
				(注)		処遇改善等加算 I			(注)		処遇改善等加算 I								
				⑨					⑩										
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	10,660	(17,760)	+	100	(170)	×	加算率	+	114,800	(57,400)	+	1,140	(570)	×	加算率
			乳児	+	17,760		+	170		×	加算率	+	57,400		+	570		×	加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	9,430	(16,530)	+	90	(160)	×	加算率	+	114,800	(57,400)	+	1,140	(570)	×	加算率
			乳児	+	16,530		+	160		×	加算率	+	57,400		+	570		×	加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	休日保育加算			夜間保育加算		減価償却費加算													
				① 処遇改善等加算 I			② 処遇改善等加算 I		③ 加算額 標準   都市部													
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	休日保育の年間延べ利用子ども数			+	38,160	+	330×加算率	+	A地域	2,700	2,900								
				～ 210人	186,900	1,860×加算率						各月初日の 利用子ども数	+	25,940	+	200×加算率	B地域	2,500	2,800			
				211人～ 279人	199,700	1,990×加算率											-			C地域	2,400	2,600
				280人～ 349人	225,400	2,250×加算率														D地域	2,300	2,500
				350人～ 419人	251,000	2,510×加算率														A地域	1,700	1,800
	420人～ 489人	276,700	2,760×加算率	B地域	1,600	1,700																
	490人～ 559人	302,400	3,020×加算率	+					C地域	1,500	1,600											
	560人～ 629人	328,000	3,280×加算率						D地域	1,400	1,600											
	630人～ 699人	353,700	3,530×加算率																			
	700人～ 769人	379,400	3,790×加算率																			
770人～ 839人	405,000	4,050×加算率																				
840人～ 909人	430,700	4,300×加算率																				
910人～ 979人	456,400	4,560×加算率																				
980人～1,049人	482,000	4,820×加算率																				
1,050人～	507,700	5,070×加算率																				

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑮	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑯	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑰	定員を恒常的に 超過する場合 ⑱		
				加算額 ⑭							
				標準	都市部						
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	a地域	19,300	21,500	2,050	$(⑥+⑦+⑫) \times 12/100$	$(⑥+⑦+⑩+⑫) \times 11/100$	$(⑥\sim⑰) \times 81/100$	
				b地域	10,600	11,800					
				c地域	9,300	10,300					
				d地域	8,300	9,200					
		13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	a地域	24,500	27,300	1,290	$(⑥+⑦+⑫) \times 11/100$	$(⑥+⑦+⑩+⑫) \times 11/100$	<small>(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数</small> 20人～30人 $(⑥\sim⑰) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑰) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑰) \times 70/100$
				b地域	13,500	15,000					
				c地域	11,800	13,100					
				d地域	10,500	11,700					

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① $48,770 \times \text{人数A}$ ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② $6,100 \times \text{人数B}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
冷暖房費加算	⑳	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,650</td> <td>4 級 地</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,480</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,460</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,460			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,650	4 級 地	1,150												
2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,460														
除雪費加算	㉑	5,890	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉒	$145,470 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉓	$150,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉔	$120,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
第三者評価受審加算	㉕	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整